第四期赤井川村総合計画【後期基本計画】(素案)に対する

意見募集(パブリックコメント)の実施について

村では、平成28年3月に、今後10か年(平成28(2016)年度~令和7(2025)年度)の村づくりの方向性となる基本構想を樹立し、「住むことを誇れる村づくり」、「新たな活力と交流の創出」、「人と人とのつながりの強化」の3点を重視する視点として定め、村の総合的な経営指針として「第四期赤井川村総合計画【前期基本計画】」を策定し、村づくりを進めています。

総合計画【前期基本計画】策定から5年を経過することを踏まえ、令和3 (2021)年度~令和7 (2025)年度に向けた【後期基本計画】の策定を赤井川村総合計画策定審議会の皆様と進めており、この度、「第四期赤井川村総合計画【後期基本計画】(素案)」がまとまりましたので、この計画素案に対する意見を村民の皆様から募集致します。

1. 総合計画とは

総合計画は、長期的な視点に立ち、村民の村づくりの共通目標として最上位に位置づけられる計画です。

2. 意見募集する計画案

「第四期赤井川村総合計画【後期基本計画】(素案)」 計画期間:令和3(2021)年度~令和7(2025)年度

3. 意見募集期間

令和3年1月27日(水)から令和3年2月9日(火)午後5時必着

4. 意見提出できる方

計画策定という政策の場に参加いただくという観点から、次の方に限らせていただきます。

- ①村内に住所を有する方
- ②村内に通勤されている方
- ③村内に事務所又は事業所を有する個人、法人等
- ④村内で活動されている各種団体

5. 計画素案の閲覧

- ①赤井川村役場総務課企画地域振興係窓口
- ②赤井川村ホームページ掲載

6. 意見提出の方法

別紙様式により、次のいずれかの方法により提出願います。様式は、赤井川村役場総務課企画地域振興係窓口、赤井川村ホームページよりダウンロードしてください。

- (1) 赤井川村役場総務課へ直接又は郵送提出
- (2) FAX による提出: FAX 0135-34-6644
- (3) 電子メールによる提出: kikaku2@akaigawa.com
- ※計画策定という政策の場に参加いただくという観点から、責任ある立場でご 意見を提出いただく必要があるため、匿名でのご意見は、パブリックコメン ト としてお受けすることはできません。

7. 意見概要の公表

皆様からお寄せいただいたご意見につきましては、意見概要としてまとめ、 本村の考え方とともに、後日ホームページで公表しますので、個々のご意見に 対する直接の回答は致しません。

- ※ご意見以外の内容(住所・氏名等)は、公表されることがありません。
- 8. 総合計画【後期基本計画】(素案) 作成までの経緯
 - ○令和元年12月 村づくりのための村民アンケート実施

対象 1 8 歳以上の村民 9 5 4 人 回収率 41.2% 中学 1 ~ 3 年生 3 4 人 回収率 100.0%

※概要は、令和元年7月、8月号広報に掲載

- 〇令和2年 7月 総合計画策定委員会(第1回) 庁内による総合計画策定審議会事前協議
- 〇令和2年 8月 第1回総合計画策定審議会

審議会委員辞令交付 19 人

審議会の開催方針について

委員による意見交換 (環境衛生、社会基盤、公共交通、 行財政分野)

〇令和2年10月 第2回総合計画策定審議会

委員による意見交換(保健、福祉、医療、教育分野)

〇令和2年11月 第3回総合計画策定審議会

委員による意見交換(農林業、観光分野)

〇令和2年12月 総合計画策定委員会(第2回)

委員意見を反映した計画素案に対する庁内協議

〇令和3年 1月 第4回総合計画策定審議会

計画素案の審議について

パブリックコメントの募集について